

【Medi-LX 個人会員規約】

第 1 章 個人会員規約

第 1 条 (適用)

1. 株式会社 Medi-LX (以下「Medi-LX」といいます) は、当社が提供する全てのサービスの利用に関し、会員規約を定めます。
2. 会員規約は、当社が提供する全てのサービス (以下、Medi-LX で提供される各サービスを総称しているときは、単に「サービス」といいます) を、Medi-LX の会員 (以下「会員」といいます) が利用する場合の一切の事項に適用されます。

第 2 条 (会員規約の範囲)

1. この会員規約本文以外に、Medi-LX が別途次の各号のもの (以下「利用規約等」といいます) を定めた場合には、これらも会員規約の一部として、会員のサービスの利用に適用されるものとします (以下単に「会員規約」という場合には、「利用規約等」を含むものとします)。
 - ・ サービス毎に定め、各サービス上に表示した「利用規約」、および「ご利用上の注意」、「ご案内」等、名称の如何を問わず、各サービスの利用方法に関して Medi-LX ホームページ上で告知される利用上の決まり
 - ・ 前号の他、会員の資格、権利、サービスの利用、その他必要事項に関し、Medi-LX ホームページ上の表示として随時なされる通知
2. 前項の利用規約等は、特に適用開始時期を定めない限り、Medi-LX が当該利用規約等を各サービスに表示したときをもって効力を生じ、同時に会員の了承があったものとみなします。
3. この会員規約本文と、利用規約等の内容が異なる場合には、利用規約等の定めが優先するものとします。

第 3 条 (会員規約の変更)

1. 会員規約は、会員の了承を得ることなく、追加、変更される場合があります。
2. 会員規約の追加、変更は、30 日間の予告期間をおいて、会員に通知することにより、追加、変更される場合があります、以後のサービスの利用については、追加、変更された会員規約が適用されます。

第 2 章 サービスの内容

第4条（サービスの内容）

1. Medi-LX で提供されるサービスは、Medi-LX ホームページに表示されるサービスとしますが、基本的に、次の各号記載の情報提供サービスを中心とします。また、サービスの内容は、Medi-LX において合理的に提供可能なものに限られます。

- ・ 「Medi-EYE」の閲覧サービス
- ・ 「Medi-L」の視聴サービス
- ・ その他、前各号に付帯して提供されるサービス

2. 「Medi-EYE」は、原則法人会員契約のみに限られます。

3. 「Medi-L」は、原則個人会員契約のみに限られます。

3. Medi-LX に登録された情報であっても、情報の種類によっては、前項各号のサービスの非対象とされる場合があります。

4. Medi-LX は、サービスの内容、利用方法、利用条件等について会員規約とは別に任意の名称の規定を定めることがあります。その場合には、当該サービスについては、当該規定が会員規約に優先して適用されます。

第5条（サービスの追加、変更）

サービスは、会員の了承を得ることなく、適宜追加され、または内容や名称等が変更され、あるいは中止される場合があります。

第6条（知的財産権）

Medi-LX に登録された情報を含めて、Medi-LX に掲載された一切の情報の著作権、商標権、特許権、その他の知的財産権は、Medi-LX もしくは情報提供者に帰属します。

第3章 会員

第7条（会員）

1. 会員とは、Medi-LX が別途定める手続きにより Medi-LX の各サービスを申し込み、Medi-LX がこれを承認したものをいいます。

2. 入会希望者は、この会員規約を承諾の上で Medi-LX に登録し、Medi-LX の各サービスを申し込むものとし、会員となった場合には、この会員規約を承諾したものとみなします。

3. Medi-LX は、入会・サービス申し込みを受け付けた後、必要な審査、手続きを経て入会を承認します。なお、入会申し込みがあった場合でも、Medi-LX の審査において、会員とすることに支障があると判断された場合には、入会を承認しない場合があります。

第8条（会員資格の譲渡禁止等）

会員は、会員としての資格、あるいは会員として Medi-LX に対して有する権利を第三者

に譲渡し、貸与し、あるいは担保の目的とすることはできません。また、Medi-LX の事前の書面による承諾なしに、会員としての義務を第三者に承継させることもできません。

第 9 条 (変更の届け出)

1. 会員は、住所、電話番号、クレジットカード番号もしくは有効期限、その他 Medi-LX の定めた手続きの過程で Medi-LX に届け出た内容に変更が生じた場合には、すみやかに Medi-LX が別途定める方法で、変更内容を Medi-LX に届け出るものとします。なお、入会時点で登録した氏名については、婚姻による姓の変更を除き、Medi-LX の承認なしには変更できないものとします。
2. 会員が前項の届け出をなすまでの間、または届け出を怠ったことにより会員が被った不利益については、Medi-LX は一切責任を負いません。

第 10 条 (サービス利用の停止・退会)

1. 会員がサービス利用を停止する場合には、Medi-LX 所定の手続きにより、Medi-LX に対して各サービス利用停止届けを提出するものとし、当該利用停止届けを Medi-LX が受領したときをもって、会員は、各サービスの利用を停止したものとします。なお、会員がサービス利用を停止した場合でも、Medi-LX が既に受領したサービスの利用料、その他の金銭債務の払戻等はなされません。
2. 会員が退会を希望する場合には、Medi-LX 所定の手続きにより、Medi-LX に対して退会届けを提出するものとし、当該退会届けを Medi-LX が受領したときをもって、会員は、Medi-LX から退会したものとします。
3. 会員が個人会員の場合において、会員が死亡した場合には、当該会員は各サービス利用資格を失うものとします。

第 11 条 (除名)

1. 会員が、次の各号の一にでも該当した場合には、Medi-LX は、何らの通知、催告をすることなく、ただちに当該会員を Medi-LX から除名できるものとし、除名により当該会員は会員資格を喪失するものとします。
 - ・第 17 条、第 18 条の禁止行為を行ったとき
 - ・その他、会員規約に違反したとき
 - ・Medi-LX への届け出内容に虚偽があったとき
 - ・利用料、その他 Medi-LX への支払を怠ったとき
 - ・クレジットカードによる支払いを行っている場合において、当該クレジットカードや支払口座の利用が停止された場合
 - ・その他、会員として不適当と Medi-LX が判断したとき
2. 前項により除名された場合、当該会員は、Medi-LX に対して負担する利用料、その他

の支払債務の一切につき期限の利益を喪失し、ただちにその全額を Medi-LX に支払うものとします。

第 4 章 会員の利用と義務

第 12 条（設備等の準備、維持）

サービスの利用に必要な機器、ソフトウェア、その他の設備、および回線利用契約の締結、インターネット接続サービスへの加入、その他サービスの利用に必要な一切の必要な準備、ならびにその維持は、会員が自己の費用と責任で行うものとします。

第 13 条（会員規約の遵守等）

1. 会員は、会員規約を遵守してサービスを利用するものとします。
2. 個別のサービスの利用に当たって、Medi-LX が定めた手続きがある場合には、会員は当該手続きを経て、当該個別のサービスを利用するものとします。

第 14 条（会員の責任）

1. 会員は、サービスの利用を通じて発信する情報につき、一切の責任を負うものとします。
2. 会員の ID を用いて行われた一切の行為については、当該行為を会員自身が行ったか否かを問わず、当該会員が責任を負うものとします。
3. 会員が、他の会員、その他の第三者から要求、クレーム等を受け、または他の会員、その他の第三者に対して要求、クレーム等がある場合には、会員は自己の責任の負担で、これらの要求、クレーム等、およびこれに起因する紛争を処理解決するものとし、Medi-LX に一切迷惑または損害を与えないものとします。
4. 会員は、前各項、その他サービスの利用に関連して Medi-LX に損害を与えた場合、当該損害を賠償するものとします。

第 15 条（ID およびパスワードの管理）

1. 会員は、Medi-LX が付与した ID およびパスワードの使用および管理につき責任を負うものとし、会員の故意、過失を問わず、ID およびパスワードが第三者に利用されたことに伴う損害（当該 ID およびパスワードにより利用されたサービスの利用料、その他の支払債務の負担を含みます）は、会員自身が負担するものとします。
2. 会員は、自己の ID およびパスワードを、譲渡、貸与、名義変更、担保の目的への提供、その他第三者の利用に供する行為は一切行わないものとします。
3. 会員は、自己の ID およびパスワードが第三者に利用されている場合、またはそのおそれがある場合、あるいはパスワードを失念した場合には、ただちに Medi-LX に通知し、Medi-LX の指示に従うものとします。

第 16 条（著作権等の尊重）

会員は、サービスを通じて入手される情報が、Medi-LX または情報提供者の著作権、商標権、特許権、その他の知的財産権に係わるものであることを認識し、これらの情報を、権利者の許諾なくして、著作権法、商標法、特許法、その他の知的財産関連法規の定める範囲を越えて、自らまたは第三者をして、複製、翻案、頒布、出版、使用、実施、その他の利用を行わないものとします。

第 17 条（営業活動の禁止）

会員は、Medi-LX が承認した場合を除き、サービスを通じて営業活動（営利を目的とした一切の行為、およびその準備行為、予備行為を含みます）を行ってはならないものとします。

第 18 条（禁止行為）

会員規約で特に定めた事項の他、会員は、サービスの利用に関連して、以下の各号の行為を行ってはならないものとします。

- ・ 他者の著作権、商標権、特許権、その他の知的財産権を侵害する行為、もしくは侵害を可能ならしめる行為
- ・ 他者の財産権、プライバシーもしくは肖像権等の人格権を侵害する行為、もしくは侵害を可能ならしめる行為
- ・ 犯罪的行為、または犯罪に結びつき、あるいは結びつくおそれのある行為
- ・ 虚偽情報の流布行為
- ・ 猥褻、児童ポルノ、児童虐待に相当する画像、文書等の送信行為
- ・ 無限連鎖講の開設または勧誘行為
- ・ 各サービス上の情報の改ざん、消去行為
- ・ 名義を偽ってサービスを利用する行為
- ・ ウィルス等の有害なプログラムの送信行為、あるいは受信可能な状態におく行為
- ・ 選挙運動またはこれに類する行為
- ・ Medi-LX のサービスを妨げ、または妨げるおそれのある行為
- ・ Medi-LX の信用、財産を毀損し、または毀損するおそれのある行為
- ・ その他法令に違反する行為、または公序良俗に反する行為

第 5 章 利用料金

第 19 条（利用料）

サービスの利用料、その他サービスを通じて発生する債務は、Medi-LX が別途定めるとおりとします。

第 20 条（支払方法）

会員は、利用料、その他サービスを通じて負担する債務を、次のいずれかの方法のうち、Medi-LX が承認した方法により支払うものとします。

- ・ Medi-LX が承認したクレジットカードによる支払い
- ・ Medi-LX が別に定める方法による支払い

第 21 条（支払い）

1. Medi-LX は、毎月所定の決済日をもって、会員の ID に関し発生した当月分の利用料、その他の債務を集計します。ただし、Medi-LX の選択により、サービス利用に都度利用料を集計する場合があります。

2. 前項に基づき集計された金額を、Medi-LX は、前条により定めた支払い方法に従って請求し、会員は、当該支払い方法に従いこれを支払うものとします。

第 22 条（遅延損害金）

会員が、利用料、その他の債務を支払期日に支払わない場合には、会員は、支払期日の翌日から完済に至るまで、年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 6 章 サービス運営上の措置

第 23 条（ID の一時停止）

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合、Medi-LX は、会員の承諾なしに当該会員の ID の利用を一時的に停止できるものとします。

- ・ 電話、FAX、電子メールによる連絡がとれない場合
- ・ 会員に送付した郵便物が返送されてきた場合
- ・ 前各号の他、緊急性が高いと Medi-LX が判断した場合

2. 前項の措置がとられたことにより、会員がサービスを利用できずに会員に損害が発生した場合でも、Medi-LX は責任を負わないものとします。

第 24 条（サービスの中断）

1. Medi-LX は、次の各号のいずれかの事態が生じた場合、会員に事前に通知することなく、一時的にサービスの全部または一部を中断することがあります。

- ・ サービス用設備の保守の必要がある場合
- ・ 停電、火災等、社会インフラの障害によりサービスが提供できない場合
- ・ 天災、戦争、暴動等の不可抗力でサービスの提供ができない場合
- ・ 法令に基づく措置によりサービスが提供できない場合
- ・ その他、運営上、技術上の理由によりサービスの中断が必要であると Medi-LX が判断

した場合

2. 前各号に基づきサービスの中断がなされた場合、Medi-LX は、これに起因して生じた会員の損害につき責任を負わないものとします。

第 25 条（サービスの中止）

1. Medi-LX は、各サービス上に事前に告知することにより、サービスの全部または一部の提供を中止できるものとします。

2. 前項に基づきサービスの中止がなされた場合、Medi-LX は、これに起因して生じた会員の損害につき責任を負わないものとします。

第 26 条（情報の削除）

会員が Medi-LX に登録した情報については、Medi-LX が定める期間の経過、情報量の超過、設備の保守管理、サービスの運営、会員規約違反の疑い、その他 Medi-LX の判断により、Medi-LX は、会員に事前の通知をすることなく削除することができるものとします。ただし、このことは、Medi-LX が削除義務を負うことを意味するものではありません。

第 27 条（免責）

1. Medi-LX は、サービスにより提供される情報について、その完全性、正確性、特定目的への適合性、有用性等を保証するものではありません。

2. Medi-LX は、会員が Medi-LX 上に登録した情報の消失（Medi-LX による削除を含む）、他者による改ざんに関し、いかなる責任も負わないものとします。

3. Medi-LX は、会員規約に明示的に定める場合の他、会員がサービスの利用に関連して被った損害、サービスを利用できなかったことによる損害に関し、いかなる責任も負わないものとします。

第 7 章 個人情報の保護

第 28 条（個人情報の取扱い）

1. Medi-LX は、サービスを通じて取得した会員の個人情報（Medi-LX 上で会員が非公開としている個人の属性に係わる情報をいい、以下同じとします）を、適切に取り扱うものとします。

2. Medi-LX は、会員の個人情報を、以下の各号に記載する場合を除き、サービスの提供以外の目的に利用しないものとします。

- ・会員に対し、Medi-LX、または Medi-LX の業務提携先等の広告宣伝のための電子メール、ダイレクトメールを送付する場合
- ・会員から個人情報の利用に関する同意を求めるための電子メールを送付する場合

・その他会員の同意がある場合

3. 法律上の強制手続による場合には、Medi-LX は前項の義務を負いません。

4. Medi-LX は、新規サービスの開発、サービス運営の向上等を目的として、会員の個人情報
の集計、分析を行い、個人が識別、特定不可能なように加工することができるものと
します。かかる加工がなされた情報については、第 1 項、第 2 項の適用を受けないものと
します。

第 8 章 その他

第 29 条（秘密保持）

1. Medi-LX および会員は、サービスを通じて取得した Medi-LX または会員の業務上また
は技術上の情報であって、秘密である旨の表示または指定がなされたもの（以下「秘密情
報」といいます。）を、会員資格の存続期間中はもとより、当該資格の喪失後において
も、第三者に漏洩してはならず、当該情報が提供された目的以外で利用してはならないも
のとします。ただし、以下の各号の一に該当する情報は、秘密情報から除きます。

(1) 開示時に既に公知のもの、または開示後被開示者の責によらず公知となったもの。

(2) 開示者が開示を行った時点で既に被開示者が保有しているもの。

(3) 被開示者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。

(4) 開示者からの開示以降に被開示者が秘密情報によらずに独自に開発したもの。

2. Medi-LX および会員は、相手方から開示された秘密情報を善良なる管理者の注意義務を
もって管理しなければならないものとします。

3. Medi-LX および会員は、会員契約が終了したとき、または相手方から請求があったとき
は、相手方から開示された秘密情報を、相手方の指示に従って返還または破棄するものと
します。

第 30 条（管轄裁判所）

会員と Medi-LX 間の訴訟については、Medi-LX の本店所在地を管轄する裁判所を第一審
の専属的合意管轄とします。

第 31 条（準拠法）

会員規約に関する準拠法は日本法とします。

付 則

この会員規約は、2020 年 10 月 1 日から実施します。

【Medi-LX 法人会員規約】

第 1 章 法人会員規約

第 1 条 (適用)

1. 株式会社 Medi-LX (以下「Medi-LX」といいます) は、当社が提供する全てのサービスの利用に関し、法人会員規約を定めます。
2. 法人会員規約は、当社が提供する全てのサービス (以下、Medi-LX で提供される各サービスを総称していうときは、単に「サービス」といいます) を、Medi-LX の法人会員 (以下「法人会員」といいます) が利用する場合の一切の事項に適用されます。
3. 法人会員規約は、法人会員のみ適用される規約を「Medi-LX 個人会員規約」の特則として定めるものです。従って、法人会員規約に定めのない事項については、法人会員の利用の場合にも「Medi-LX 個人会員規約」が適用されるものとし、また「Medi-LX 個人会員規約」と法人会員規約で、同一事項について異なる定めがある場合には、法人会員の利用においては法人会員規約が優先適用されます。

第 2 条 (法人会員規約の変更)

1. 法人会員規約は、法人会員の了承を得ることなく、追加、変更される場合があります。
2. 法人会員規約の追加、変更は、30 日間の予告期間において、法人会員に通知することにより、追加、変更される場合があります、以後のサービスの利用については、追加、変更された法人会員規約が適用されます。

第 2 章 サービスの内容

第 3 条 (利用申込み)

1. 法人会員を希望される場合には、Medi-LX が別途定める手続きにより各サービスを申し込み、Medi-LX が審査の上、入会・利用承認します。なお、審査の結果によっては、入会・利用承認されない場合があります。
2. 入会審査の必要上、申込者の商業登記簿謄本、資格証明書、印鑑証明書、その他の書類を提出いただく場合があります。

第 3 章 サービスの利用

第 4 条 (利用人数)

1. 法人会員は、一つの法人会員契約で、1 つの ID / パスワードを登録できるものとし、当該法人会員の役員、従業員、使用人、学生等 (以下「従業員等」といいます) に、Medi-LX のサービスを利用させることができます (学生アカウント付与の上限はありません)。
2. 法人会員は、1 つ以上の ID を超える利用を要望する場合には、新たに別の法人会員契約を Medi-LX と締結するものとします。

第5条（管理責任者）

1. 法人会員は、従業員等の中から、法人会員によるサービスの利用を管理する責任者（以下「管理責任者」といいます）を定め、その所属、役職、氏名等の必要事項を Medi-LX に通知するものとします。
2. 管理責任者は、利用者の変更等に伴う ID/パスワードの管理を適切に行うものとします。
3. Medi-LX は、別段定めのない限り、法人会員に対する通知、連絡、その他の折衝については、管理責任者を通じて行うものとします。

第6条（利用者）

1. 法人会員は、当該法人会員の従業員等のうち、管理責任者が指定した従業員等を利用者（以下「利用者」といいます）とすることができます。
2. 前項の利用者が行ったサービスの利用については、Medi-LX はこれを、当該利用者の属する法人会員による有効な利用として取り扱い、所定の利用料を請求できるものとします。

第7条（会員規約の遵守）

1. 法人会員は、利用者に対して、「Medi-LX 個人会員規約」および「Medi-LX 法人会員規約」（以下、併せて「会員規約」といいます）を遵守させるものとします。
2. 利用者が会員規約に違反した場合には、Medi-LX は、当該利用者のサービス利用を取消し、または法人会員契約を解除できるものとします。
3. 管理責任者または利用者が、サービスの利用に関連して、Medi-LX あるいは第三者に損害を与えた場合には、法人会員が当該損害を賠償するものとします。

第8条（禁止行為）

1. Medi-LX 個人会員規約第 18 条で定めた禁止行為が、法人会員利用者により行われた場合には、Medi-LX は、サービスの利用停止を行い、当該法人会員管理責任者に対して、適切な措置を求めることが出来るものとします。
2. 契約期間内に、コンテンツの違法ダウンロードが発覚した時点で、当該法人会員管理責任者へその内容を通知し、利用停止を含めた適切な処置を求めることが出来るものとします。

第4章 利用料

第9条 (利用料)

1. 法人会員は、利用者のサービス利用に係わる利用料を、法人契約で定める支払い条件により、一括して Medi-LX に支払うものとします。
2. 契約期間内に解約された場合でも、料金の払い戻しは、一切しないものとします。
3. サービス毎の利用料金、料金体系、新サービスについての利用料等については、Medi-LX は、法人会員の了承を得ることなく、1ヶ月以上の予告期間をもって、随時変更、追加する場合があります。

第5章 サービス利用の中止、解除

第10条 (サービス利用の中止)

法人会員がサービスの利用を中止する場合には、Medi-LX が別途定める方法により、Medi-LX に対してサービス利用の中止を通知するものとします。この場合、通知月の末日をもって、利用中止の効力が発生するものとします。

第11条 (解除)

法人会員または Medi-LX が次の各号のいずれかにでも該当した場合には、該当事者は当然に期限の利益を喪失し、相手方に対する金銭債務をただちに弁済するとともに、相手方は、何らの通知、催告を要せず、ただちに法人会員契約を解除できるものとします。

- ・ 差押え、仮差押え、仮処分または競売の申立てがあったとき
- ・ 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押えを受けたとき
- ・ 手形、小切手が不渡りとなったとき
- ・ 破産、会社整理開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、その他法的な整理手続きの申立てがあったとき、または清算に入ったとき
- ・ 解散、合併、または営業の全部もしくは重要な一部を譲渡しようとしたとき
- ・ 法人契約、会員規約に違反し、相当の期間を定めた催告にもかかわらずなお是正されないとき
- ・ 利用者が「Medi-LX 個人会員規約」第11条に該当したとき
- ・ 法人会員の Medi-LX への届け出事項や登録事項につき虚偽があったとき
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者（以下、総じて反社会的勢力という）に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると Medi-LX が判断したとき

第6章 その他

第12条（管轄裁判所）

法人会員と Medi-LX 間の訴訟については、Medi-LX の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄とします。

第13条（準拠法）

会員規約に関する準拠法は日本法とします。

付 則

この会員規約は、2020年10月1日から実施します。